

**特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項に係る  
特定非営利活動法人の設立認証の取消しについて**

**1 趣旨**

特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第 29 条及び特定非営利活動促進法施行条例第 13 条の規定により、毎事業年度一回、年度初めの 3 月以内に、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならないこととなっています。

横浜市は、法改正により平成 24 年度から特定非営利活動法人の所轄庁となったことから、「事業報告書未提出特定非営利活動法人に関する取扱要綱」（以下「要綱」という）を定め、事業報告書等を提出していない法人に対しては、催促書、督促書を送付し、また、事業報告書等を 3 年以上にわたって提出しない法人に対しては、法 42 条に基づく改善命令、及び法第 80 条に基づく過料事件通知を行い、改善を促してきました。

しかし、これらの改善命令等に従わず、事業報告書等を未だ 3 年以上にわたって提出しない 14 法人については、法 43 条第 1 項に基づき、設立認証の取消しの手続に入りましたので、報告します。

**2 予定されている不利益処分**

(1) 内容

特定非営利活動法人の設立の認証の取消し

(2) 理由

事業報告書を 3 年以上にわたり提出していないため

(3) 不利益処分の根拠となる法令

特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項

**3 不利益処分の対象法人数**

14 法人

**4 事業報告書未提出法人に対する催促及び督促等の取組状況**

実施事項	実施時期	対象法人数等
催促書を送付 (主たる事務所・代表者あて)	24 年 9 月 25 年 2 月	計 381 法人
督促書 1 回目を送付 (主たる事務所・代表者あて)	25 年 1 月 25 年 3 月	計 235 法人
督促書 2 回目を送付 (法人全役員住所あて)	25 年 2 月 25 年 5 月	計 180 法人 (役員 1, 140 人)
改善命令 (3 年以上未提出法人の代表者あて)	25 年 7 月 24 日	18 法人
過料事件通知 (3 年以上未提出法人の代表者あて)	25 年 7 月 26 日	18 法人
聴聞通知又は公示送達 (3 年以上未提出法人の代表者あて)	25 年 8 月 22 日	14 法人

※ なお、改善命令等を行った 18 法人中 4 法人については、最終的に、事業報告書を提出する、又は、解散する旨の報告を受けています。

## 5 行政手続法及び横浜市行政手続条例に基く聴聞の実施

### (1) 日時

第1回 平成25年9月3日(火) 14時～17時

第2回 平成25年9月6日(金) 14時～17時

第3回 平成25年9月18日(水) 14時～17時

### (2) 場所

関内駅前第二ビル2階C会議室(受付:市庁舎1階 市民情報センター)

## 6 聴聞の結果及び今後の対応

### (1) 聴聞の結果

出頭し、証拠書類を提出した法人	0法人
出頭し、意見を述べた法人	1法人
正当な理由なく聴聞に出頭しなかった法人	13法人

### (2) 今後の対応

聴聞の結果、14法人の内1法人については、当該法人の申し立てにより、活動の実態が無いこと、自力での解散が困難であること、また、設立認証の取消しを受けた場合も法人にとって具体的な問題は生じないこと等が確認されたため、認証の取消しを行います。

余の13法人についても、聴聞当日に正当な理由なく出頭しなかったため聴聞を終結し、設立認証の取消しを行います。

なお、認証の取消しを行った場合は、要綱第7条の規定により、ホームページに当該法人名等を登載し、市民への情報提供を行います。

## 7 根拠法令等

### (事業報告書の提出及び期限)

- ・「特定非営利活動促進法」第29条
- ・「特定非営利活動促進法 施行条例」第13条

### (改善命令)

- ・「特定非営利活動促進法」第42条

### (設立の認証の取消し)

- ・「特定非営利活動促進法」第43条

### (処分基準)

- ・「事業報告書未提出特定非営利活動法人に関する取扱要綱」(ホームページにて公開)

## 特定非営利活動促進法

### (事業報告書等の提出)

**第二十九条** 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

### (改善命令)

**第四十二条** 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

### (設立の認証の取消し)

**第四十三条** 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

- 2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。
- 4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

## 特定非営利活動促進法施行条例

### (事業報告書等の提出)

第13条 法第29条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、提出書に当該事業報告書等を添付して、市長に提出して行わなければならない。

## 事業報告書未提出特定非営利活動法人に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市長（以下「市長」という。）が所轄する特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第29条及び特定非営利活動促進法施行条例（平成24年2月条例第2号。以下「条例」という。）第13条の規定により提出しなければならない事業報告書等を、同条に定める期限までに提出しない場合の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、所轄庁として法に基づく適正かつ円滑な事務の執行を図るとともに、市民に対し適切に必要な情報を提供することを目的とする。

### (催促書の送付)

第2条 市長は、条例第13条に定める期限までに事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人があるときは、当該特定非営利活動法人の代表者に対し、催促書を発するものとする。

2 前項の規定による催促書は、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地に送付するものとする。

### (督促書の送付)

第3条 市長は、前条第1項の催促書を発した日から1月を経過する日までに、事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人があるときは、速やかに当該特定非営利活動法人の代表者に対し、事業報告書等の提出期限を定めて、督促書を発するものとする。

2 前項の督促書は、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地に送付するものとする。

3 当該特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地に前2項の督促書を受けるべき者がいない場合又は督促書の送付を受けた特定非営利活動法人が第1項の規定により指定した期限までに、事業報告書等を提出しない場合は、当該特定非営利活動法人の理事及び監事（以下「役員」という。）の全員に対し、事業報告書等の提出期限を定めて、督促書を発するものとする。

4 前項の規定による督促書は、当該特定非営利活動法人の役員の住所に送付するものとする。

### (過料事件通知書の送付)

第4条 市長は、3年以上にわたって事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人であり、かつ前条第3項の規定により指定した期限までに、事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人があるときは、法第80条第5号及び非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第119条に基づき、当該特定非営利活動法人の理事長の住所地を管轄する地方裁判所に対し、過料事件通知書を送付するものとする。

### (改善命令)

第5条 市長は、3年以上にわたって事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人であり、かつ第3条第3項の規定により指定した期限までに、事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人に対し、法第42条の改善命令を発し、事業報告書の提出を命じることができる。

### (認証の取消し)

- 第6条 市長は、3年以上にわたって事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人であり、かつ前条の規定に基づき行う改善命令に従わない特定非営利活動法人があるときは、本条第3項の手続きを経たのちに、当該特定非営利活動法人に対し、法第43条第1項の規定に基づく認証の取消しを行う旨を通知するものとする
- 2 前項の通知は、当該特定非営利活動法人の理事長の住所に送付するものとする。
  - 3 その他認証の取消しに係る手続については、行政手続法（平成5年法律第88号）及び横浜市聴聞規則（平成6年9月規則第88号）に従い行うものとする。

（市民への情報提供）

第7条 市長は、改善命令等の指導若しくは監督を行う場合又は法第43条第1項の規定による認証の取消しを行った場合は、次に掲げる事項について、市ホームページに登載するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 改善命令等の指導若しくは監督又は認証の取消しに至った理由

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の際現に条例第13条に定める期限までに事業報告書等を提出していない特定非営利活動法人の取扱いについても適用する。